

令和6年度第2回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

- ・ 日 時／令和7年2月4日（火） 午後1時30分～2時30分
- ・ 場 所／総合文化センター3階 306号室
- ・ 出席者／委 員 田中委員長、相原委員、門松委員、中山委員
事務局 荒木主幹、池田係長、土田調整主任、大沼専門員、
岩浪調査員

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 令和6年度に整理した公文書の状況について

ポイント

- ① 特定歴史公文書扱い予定のもの（資料1）については、学校から学籍簿、指導要録等の文書を引き受けるに当たっての考え方や基準をあらためて整理するとともに、このことを市教育委員会と確認し合う必要がある。そのため、目録中の学籍簿、指導要録等の登録については判断を保留し、事務局で検討を重ねることとし、これ以外の文書の取扱いは妥当と認める。
- ② 廃棄候補予定のもの（資料2）についての取扱いは、妥当と認める。
- ③ 令和5年度に作成・取得した文書のうち1年保存で廃棄予定のもの（資料3）についての取扱いは、妥当と認める。個別に確認するよう指示のあった一部文書については、後日、その内容を委員に提供する。

(池田係長)

まず、「資料1 特定歴史公文書扱い予定文書目録」について。これは、新たに特定歴史公文書とするのが適当と考えられる候補のリストとなる。特に6ページ目、7ページ目からは、広野小学校、浜田小学校、当時の亀ヶ崎小学校などの学籍簿、指導要録などがリストアップされている。

これらは、令和5年度に行った「学籍簿等の保有状況調査」を経て、収集に同意して頂いた学校から提供された資料を整理したもの。小学校では、八幡小学校と一條小学校からも同意を頂いており、本来であれば収集に伺うべきところだったが、昨年あった大雨災害を考慮し、まずは、収集を控えているところ。

なお、この目録に掲載されている公文書の件数は 693 件であり、本日現在の特
定歴史公文書が 15,880 件なので、こちらが登録されれば、合わせて 16,573 件と
なる見込み。

次に「資料 2 廃棄候補予定文書リスト」について。これは、保存期間を満了
した文書のうち、その内容から、永久保存すべき重要なものではないと考えられ、
廃棄をしようとする候補のリストになる。

最後の「資料 3」は、令和 5 年度に市が作成、又は取得した文書のうち、1 年
保存したら廃棄する予定とされている文書のリストになる。このうち、例えば、
ファイル名に「災害」とあったり、「コロナ」とあったりするものがあるが、内容
としては、例えば、県の担当課からの事務連絡であったり、研修会であったり、
というものであった。こちらを含め、全般的に 1 年保存をした後は、廃棄をして
よい内容のものであると考えている。なお、酒田市の文書管理規程では、文化資
料館に移管して永久保存していく文書は、概ね保存期間 10 年以上のものが対象と
なっている。

昨年の大雨災害については、対策本部の記録文書があり、こちらは保存期間が
満了した後は、文化資料館に移管をし、永久保存をしていく、こうした取扱いと
している。

資料 1 は、文化資料館の書庫に保管されている。資料 2 の文書は、この会議室
に用意している。資料 3 の文書について、このリストは、酒田市の文書管理シス
テムから出力されたもの。市の文書は、原則として電子データ、ワードやエクセ
ル、PDF で作成し、決裁することとしているが、場合によっては、紙で作成さ
れ、各部署で保存されている場合もある。そのため、個々の内容を確認したい場
合は、それが電子データであれば、私の手元にあるパソコンから見ることができ
るが、紙であれば、各部署の事務室にあるので、後日回答する形となる。

（田中委員長）

「令和 6 年度に整理した公文書の状況について」、ご質問、ご意見などを頂戴し
たい。

<以下、主な意見交換>

（中山委員）

特定歴史公文書扱い予定文書目録で、広野小学校から移管される指導要録では、
平成 5 年と、新しいものがある。また、指導要録には、生徒の個人情報に記載さ
れている。市が学校から引き受けるに当たり、教育委員会への合議は経ているの
か。また、文書が教育委員会から市長に移ることについてだが、学校では学校教
育法によって指導要録や学籍簿が作られ、保管されていて、これが市長の保管に
なると、見たいときは利用請求と、2 通りあることになるのではないかと。さらに、
指導要録などを見たいという要望があったときは、どうなるのか。これについて

は、川崎市の例もある。

（荒木主幹）

教育委員会を通じて、各小・中学校に、学籍簿等の保有状況調査をした。公文書等管理委員会の中でも様々な議論があったが、基本的に事務局としては、前回の委員会でも申し上げたが、各学校の意向もあるので深追いはしないという考え。ただ、学校長の判断で提供して頂けるものがあれば、市側としては頂いている。

学校教育法施行規則で、指導要録の保存期間は20年とされていて、基本はこれとなる。おそらく今後、法の規定に沿った形で、それぞれの学校長が判断をして、多分提供は頂けないのかなと、こちらの方としては考えている。

教育委員会に合議を経てあるのかに関しては、「こういったものを提供して頂いた」という事は、担当者にはメールで伝えているが、教育委員会から反応はない。

個人情報の取扱いに関しては、かなり注意して取り扱わないといけないだろうと考えている。情報公開請求は、当然その対象文書が学校にあれば、学校における常用文書として情報公開請求の対象になるが、ほとんどが黒塗りになると考えている。

一方、文化資料館に移った特定歴史公文書という取扱いになると、後は、情報公開請求の制度は使えなくなる。基本的な開示の考え方は、情報公開と全く同じなので、仮にその対象文書、この学籍簿とか、指導要録に利用請求が出されたからといって、すべて開示されることはありえない。

ただ、以前、門松委員からもご意見のあったとおり、利用する側の目的によっては、例えば、その学校のいろんな教育内容の評価の仕方を歴史的に研究されている方だとか、そういった方々が利用する際には、やはり貴重な資料になると思う。実際どのように開示されるかといえば、利用請求が出された場合に、個人を特定する情報は、全てマスキングになる。ただし、評価そのものは、個人を特定されない限りは出せるので、そこが一番その研究される方の必要とする部分なのだろうと思うので、そういう考え方での、利用に供するということになると思う。学籍簿等は、プライバシーの塊のような文章になるので、取扱いには、今後とも注意していかなければならないと考えている。

（田中委員長）

個人情報保護に自己訂正権があるが、それも同じか。

（池田係長）

特定歴史公文書に移ると、酒田市の制度としては、その訂正請求であるとか、利用停止請求であるとか、そういった仕組みは特に条例上は構築されていない。

（荒木主幹）

常用文書の扱いではないからだ。市の管理として、常用している文書であれば情報公開制度の対象でもあるし、個人情報保護制度の対象にもなり得るが、それが移管されて、特定歴史公文書になると、その2つの制度とも使えなくなり、公文書の管理に関する条例に基づく利用請求しか制度上は対象にならない。

（田中委員長）

私個人が、自分が卒業した小学校の、自分のそれを見たいときは。

(門松委員)

例えば、自分のファミリーヒストリーを追いかけていたいから、父であるとか祖父であるとか曾祖父の小学校時代を、というような事情があれば、おそらく検討されるべきだろうと思う。そういった事情も全くなく、単に誰々さんを見せてくださいというのであれば、いわゆるプライバシーに関わる問題なので、誰々さんという形で特定した公開はできませんという回答になるだろう。

本人のものという場合であれば、おそらく公開してもよいだろうが、現役の公文書ではなくても歴史的資料になっているので、この書き方・内容がおかしいから、これはこうじゃないから、実はこうだから訂正してくれないか、というのはやはり、と思う。

(中山委員)

ただ、条例の上にある個人情報保護法の根幹の理念が、いわゆる自己の情報に関するコントロール権と言われている。例えば、本人が当時のものを見て、「これ違います、この情報はおかしい、訂正願います」ということはあり得る。これが昔、裁判になったので、対応に苦勞すると思う。

それと、「広野小学校はこうしてあるのに、なぜ他の学校はないのか」と言われたとき、どう回答するのか。市としての統一の考えはどうなのかということになる。

(田中委員長)

浜田小学校を見ると、昭和の分は 29 年あたりまで。その学校の考え方もあるので、問題が出てくるだろう。

(荒木主幹)

学校によっては、廃棄処分しているところもある。特に中学校は、粛々とやっている方が多いようだ。

(田中委員長)

浜田小学校について。昭和 31 年に出火で燃えて、その焼けたときの写真とか、あるいはその後、焼け跡の写真とか、復旧したときの写真が結構ある。ぜひそういうものは、広報リバーサルフィルムではないけれども、学校で保存するよりも、こちらで保存した方が私はいいと思うので、ぜひ働きかけて頂ければと思う。

(相原委員)

広野小学校の文書には同窓会報など同窓会関係のものがあるが、同窓会というと、学校ではなく、卒業生がやっているというイメージがある。時代的な理由とか小学校だからという理由などで、学校で同窓会もやってくれている、ということではよいのか。

(池田係長)

同窓会は、厳密には学校ではないが、それぞれの学校や時代においては、実質的に学校が担っているとか、いろんなパターンがある。

(田中委員長)

それでは、1 番目の特定歴史公文書扱い予定は、この目録のとおり、登録をしてよろしいか。

（中山委員）

今、ここでこれを決定しなければならないのだろうか。今、お話ししたような課題があるということを、教育委員会から返答はなかったということだが、ここについては教育委員会とさらなる合議を重ねて、教育長含めてやっていかないと。今ここで決めてしまうと、私たち第三者委員会なので、第三者委員会の話は終了しましたということで市長部局に移管されると、特定歴史公文書として位置付けられてしまうということで、ちょっと難しいところが出てくるかなと思う。なので、この指導要録は除いて、それ以外は特定歴史公文書扱いとして、ということで、さらなる検討をお願いしたい。

（田中委員長）

そう思う。例えば、広野小学校は現存しているが、上田村の島田尋常高等小学校は、もうない。

（相原委員）

時代的なものもあるし、区分けの仕方とか、そういうところも考えながらやっていかないといけないと思う。

（門松委員）

絶対的な基準というわけではないが、例えば国立公文書館で、国の公文書を公開するときの目安としては、現体制・現行制度と連続性があるかないかというところで判断をしているので、明治 18 年 12 月の内閣制施行以降の文書については審査がかかる。それ以前の、太政官制以前の文書については、原則公開をするという形になっているので、例えばそういったところを参考にするのであれば、現在の学校教育法によって管轄をされている学校制度に移行した段階で、厳密な審査の対象とする、それ以前については人の繋がりとかがあるから個人情報のところはまた別として、原則、特定歴史公文書扱いとして、利用請求があった場合は原則公開するという形とするのが運用の基準としては考えられる。

（大沼専門員）

浜田小学校は、昭和 29 年まで、昭和の大合併によって現在の酒田市ができる前のものだから、頂いて整理をした。広野小学校については、「これ全部に移管します」と頂いて、しかも 30 年は経過しているので、資料に載せた。

（相原委員）

宮野浦小学校など川南地区の小学校は、これから 1 つの学校になり、今ある学校自体なくなることが分かっている。学校だからということなのか、歴史だからということなのかということも、考えて頂きたい。

（中山委員）

そのことについては、少なくとも学校教育法施行規則には永年の保管ということで、例えば、学齢とか或いは学校沿革、そういうものについてはずっと残すことになっているので、それは教育委員会が責任を持って保管しておかなければな

らないということになると思う。それを、公文書管理の方に、沿革も全部というのはちょっと、教育委員会としてはどうなのかなと。

ただ、やはり統合があったので、そういう中で、学校長に判断してください、あくまでも権限を持っている方に委ねることが、一番後でトラブルのない方法だと思う。

歴史の部分と個人情報の部分は区別して、歴史は必ず教育委員会がきちんと保管しなければならないし、それを市長部局に委ねてこの特定歴史公文書として、例えば宮野浦小学校の学校関係者誰も見られるようにします、ということとは可能だと思う。

(田中委員長)

学校の先生の判断になってしまうので、全員が同じ方向を見てやって頂けるのなら良いのだが、ばらばらなのが実際のところ。中山委員の懸念は結構わかるのだが、取扱いをどうするかだ。100年とか、年数はどうなのだろうか。

(門松委員)

多分その100年とか120年とか、個人情報保護の一番長い現在の基準とかを超えた範囲については、おそらく公開をすることは可能であろうと思う。そこに満たないところをどうするかといったようなところについては、判断についての内規とかを定めるとか。中山委員がおっしゃったとおり、権限があるのが学校長ということなので、市としてとか、県としてとか国としてという形で一律の対応が非常に難しいところがあるので、ここもやはり「何でこの小学校はあって公開しているのに、自分の小学校はないのか」と言われても、「それは実はそういう学校長の判断というところが大前提になっていて、市としてその文書を収集できるかどうかは学校長の判断によるので、そういった形で収集できない学校もあります」ということはあらかじめ、利用請求があった場合とか、問い合わせがあったときは説明頂くしかないのだろうと思う。

(田中委員長)

利用請求の取扱いは。

(荒木主幹)

利用決定をするための基準を設けてあり、基本的には情報公開請求の制度に基づいた考え方で利用させることになっているので、個人が特定されることはありえない。

(田中委員長)

この制度が施行されて3年ちょっとになるが。ファミリーヒストリーの案件はあったか、それはどういう取扱いをしたのか。

(大沼専門員)

実際にあって、一部利用制限をした。犯罪歴とか、病歴とか。

(相原委員)

市議会の会議録は、どのように目録に反映されるのか。

(田中委員長)

目録3 ページ目の酒田市議会議決書綴は、条例の議決の記録だ。

(門松委員)

議会の会議の記録は、議会事務局が資料として作る。

(田中委員長)

それでは、資料1は、ペンディングをさせて頂いて、関係ないネガフィルムとか、議会の決議書はよいのだが、今、中山委員が言われたものはペンディングをさせて頂いて、原則はこれに準じて保管をしたほうがいいかなと思うのだが、疑問があるので、次回まで、もう1回整理をして頂きたい。

(田中委員長)

続いて資料2「廃棄候補予定文書リスト」について。リストの最後にある「大火災害対策事業特別会計旅費綴」とは。

(大沼専門員)

復興事務所の職員が、山形への出張とか、事務的な打ち合わせであった。

(田中委員長)

これは廃棄をする形でよろしいか。(異議なし) それでは、次に進んで、「令和5年度に作成・取得した文書のうち1年保存で廃棄予定の文書」について。いくつか気になったものがあるので、その内容を後で教えてほしい。

(門松委員)

課長会議とか部長会議とか、その庁内の、いわゆるその意思決定プロセスみたいなものが分かるような目録が結構入っているが、これはどこかバックアップというか、何か確認ができるようになっているのか。

(池田係長)

企画調整課で、市の政策決定の、その課長会議であるとか、部長会議の記録を作っており、そちらの記録についてはもっと長い年数で保存していて、それが経ったら移管としている。手元の目録にあるのは、例えばその会議に出席した課長がメモをして、自分の職場に帰って、それを保管したものになる。

(門松委員)

意思の決定過程と合わせて検証しなければいけないということが起きたときに1年単位で破棄してしまうと、このあたりが検証できないのかなと思ったのだが、市としてもきちんとした物が残っているから、要は、参加した人が作ったメモを廃棄するという事か。

(池田係長)

そのとおり。

(田中委員長)

それでは、この1年保存については、私が言ったものを確認して頂いて、廃棄をするということで承認してよろしいか。(異議なし) それでは、これで協議事項は終了とする。

(2) その他

(池田係長)

協議事項の「その他」として、酒田市の文書管理規程、これは文書の取り扱いのルールを示した規程だが、仕組みや制度の見直しなどがあれば、改正をする場合は、委員会にお諮りすることになっているが、この度は、改正をする見直しは特にないので、その旨について報告する。

4 その他

(池田係長)

2点報告する。まず「条例に基づく公文書等の管理状況の概要について」、この概要は、その年度において、どのような文書管理業務を行ってきたか、例えば、いつ職員研修をして、いつ職場の書棚の点検をして、などといった事や、市全体の、年度ごとのファイルの数などを総括的にまとめたものになっている。

ちょうど1年前の会議では、令和4年度実績分の概要をお示ししていて、本来であれば、本日の会議には、令和5年度実績分の概要をお示しすべきところだった。

ところが、いわゆる「常用のファイル」、これは、どの部署の書棚にもあるような、年度にかかわらず、ずっと1冊のままの資料モノとして使用するファイルがあるが、この資料が属する年度の分類としては、自動的に旧年度所属から新年度所属に切り替わっていくものなのだが、これが切り替わらず、令和4年度と令和5年度の両方に計上されているものがあることが、このほど判明した。

本市の公文書ファイルは、令和5年度文書から、すべて文書管理システムで電子的に管理している。原因は、一部の「常用のファイル」の、システム上の「年度」を設定する際に誤りがあったものと見ている。

一部の「常用のファイル」が、システム上、令和4年度と令和5年度に二重計上されていることから、令和5年度における、公文書ファイルの正しい総量が出せない状態となっている。これは、令和6年度においても同様だ。

現在、そうした問題を抱えている「常用のファイル」の特定と、システム内における適正化の作業を進めている。この適正化が完了した後、この会議とは別の機会に、委員の皆様へ「令和5年度実績分の概要」をお示ししたい。本日の会議でお示しできず、大変申し訳ございません。

続いて報告の2つ目は、「文化資料館光丘文庫における特定歴史公文書の展示」の予定について。現在、文化資料館の企画展示コーナーには、文化財や郷土資料が展示されているが、今年、令和7年は平成17年の合併から20年ということで、昭和の合併の時の、当時の文書を展示する、初の歴史公文書の企画展を、8月に予定している。

5 閉 会